

公立大学法人奈良県立医科大学学外有識者委員会規程

(目的及び設置)

第1条 公立大学法人奈良県立医科大学（以下、「本学」という。）の将来像を実現するために必要な事項について、理事長の要請に応じて意見を述べ、及び理事長に対して助言を行うことにより、本学のより一層の発展に資することを目的として、公立大学法人奈良県立医科大学学外有識者委員会（以下、「委員会」という。）を本学に設置する。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 大学の経営に関し広くかつ高い識見を有する者 若干名
- (2) 教育研究に関し広くかつ高い識見を有する者 若干名
- (3) 医療に関し広くかつ高い識見を有する者 若干名

2 前項各号の委員は、本学の職員以外の者のうちから理事長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 委員会に委員長を置き、理事長が指名する委員をもって充てる。

(運用)

第3条 理事長は、必要に応じて委員に意見及び助言を求める。

2 委員長は、必要に応じて会議を招集することができる。

(委員手当)

第4条 委員の手当は、日額50,000円とする。

2 委員が電話による助言を行った場合、10,000円の手当とする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、財務企画課において処理する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則 (平成28年3月2日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。